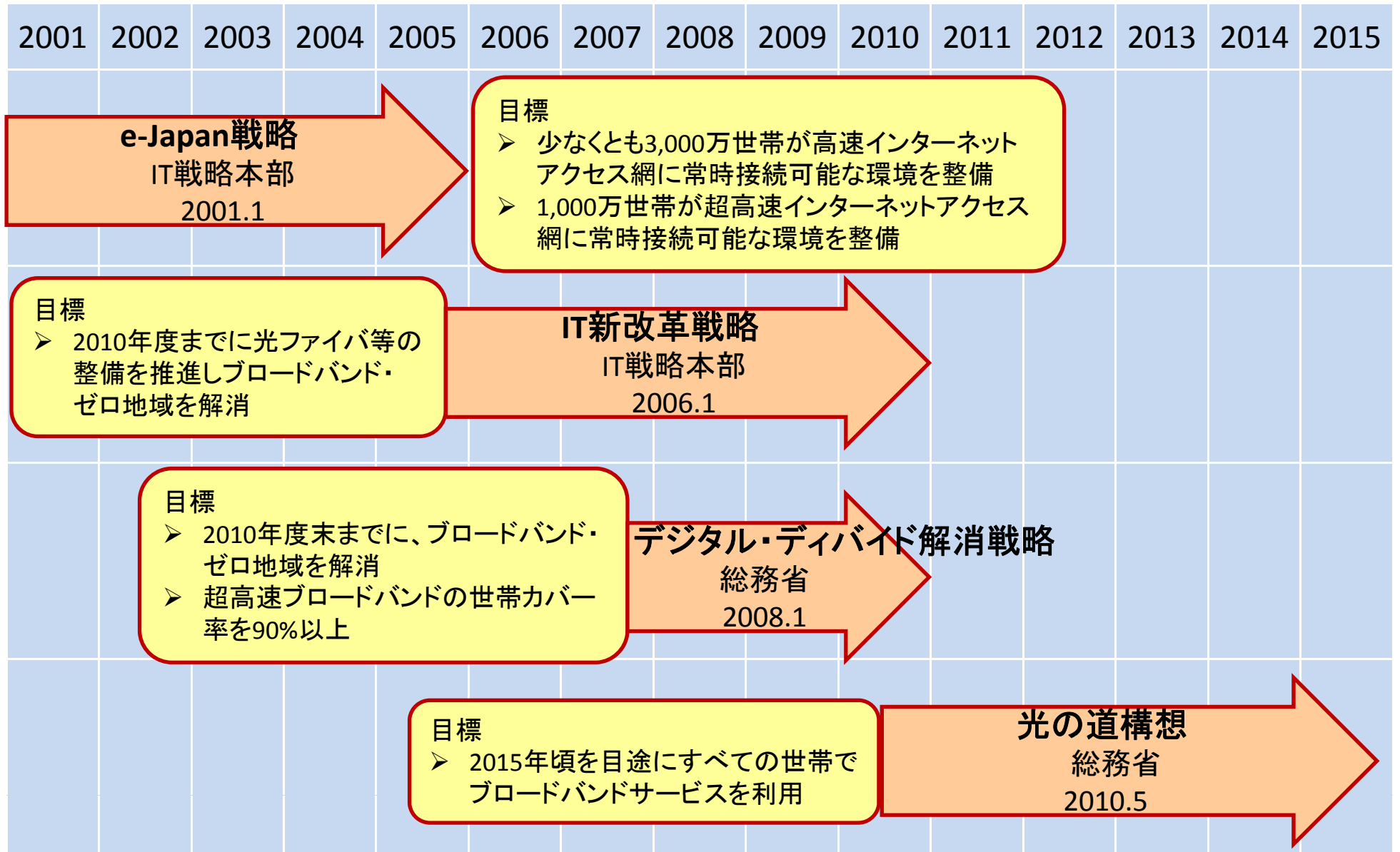


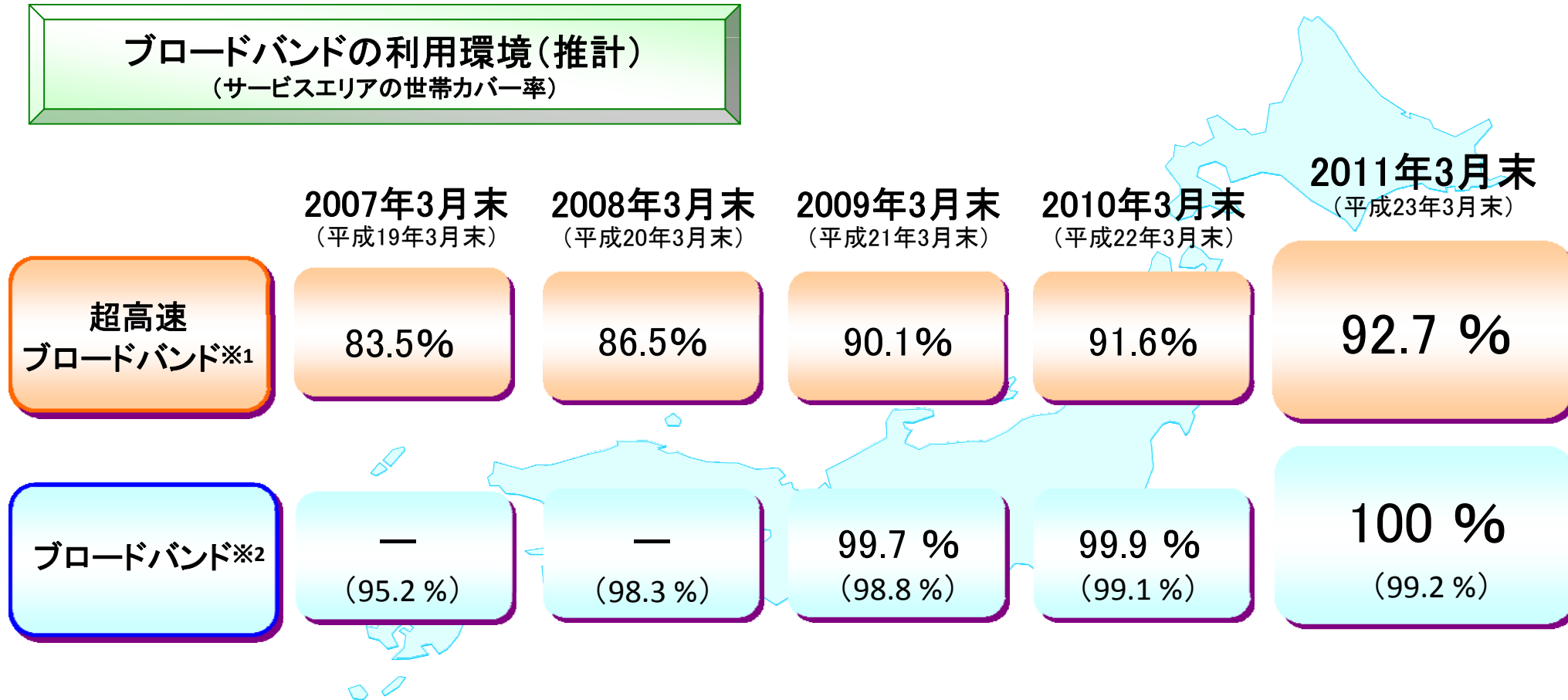
情報通信基盤の整備について

総務省総合通信基盤局
高度通信網振興課



ブロードバンドの利用環境(推計)

(サービスエリアの世帯カバー率)



国勢調査及び住民基本台帳に基づき、事業者情報等を基に一定の仮定を置いて推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除することにより世帯カバー率として試算(小数点以下第二位を四捨五入)。

※1 超高速ブロードバンドは、FTTH及び下り伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネットの合計。

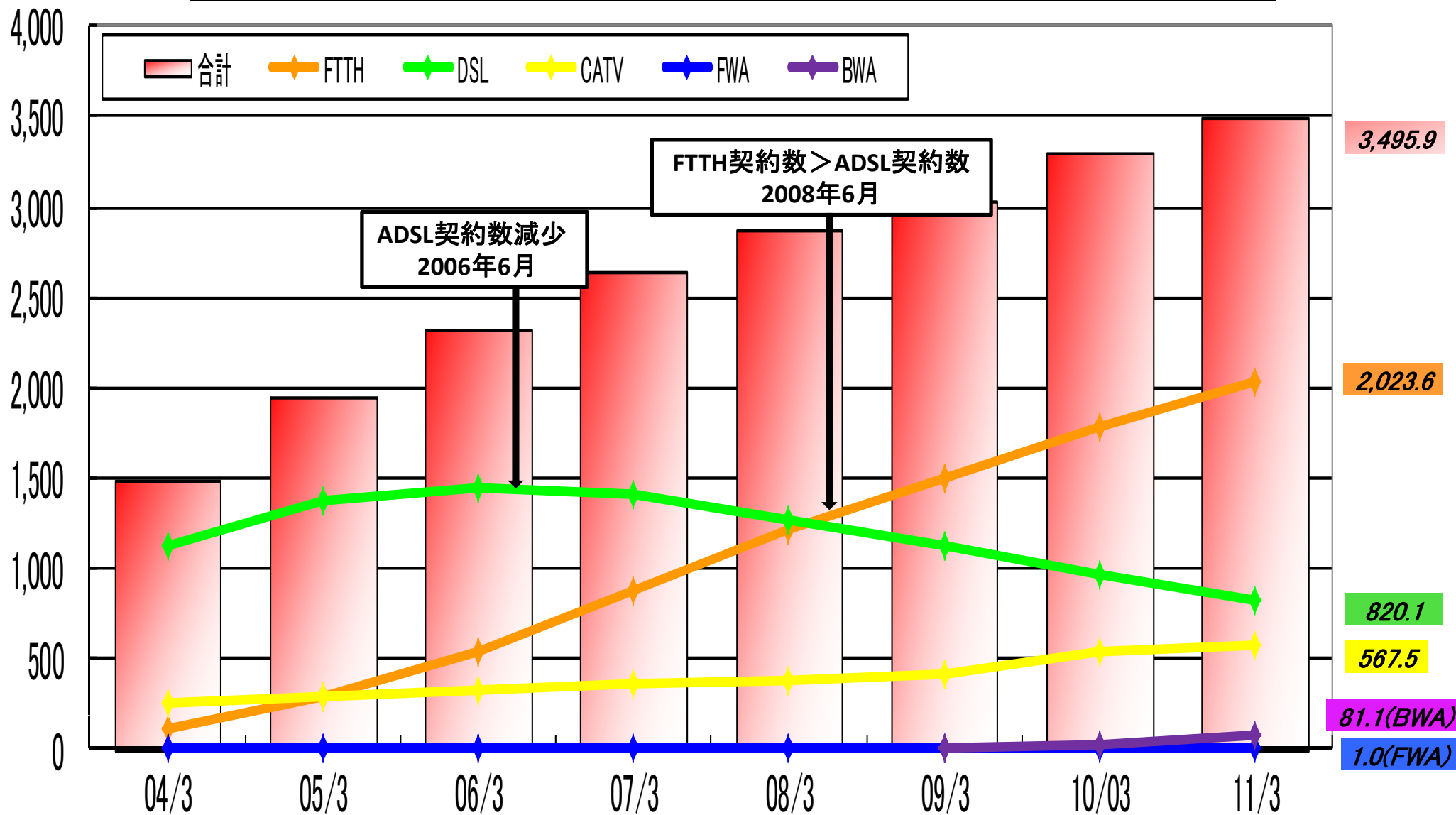
※2 ブロードバンドは、FTTH、DSL、ケーブルインターネット、3.5世代携帯電話、地域WiMAX、FWAの合計。ただし、2008年3月末までは3.5世代携帯電話を集計していなかったため、「—」として記載し、()内は3.5世代携帯電話を除いた世帯カバー率を計上。

※3 2011年3月末の超高速ブロードバンド利用可能世帯数は4,945万世帯、ブロードバンド利用可能世帯数は5,334万世帯。

ブロードバンド・サービス契約数

・ブロードバンド加入者数は、約3,500万。
・50%以上(約2000万)が、FTTH加入者。

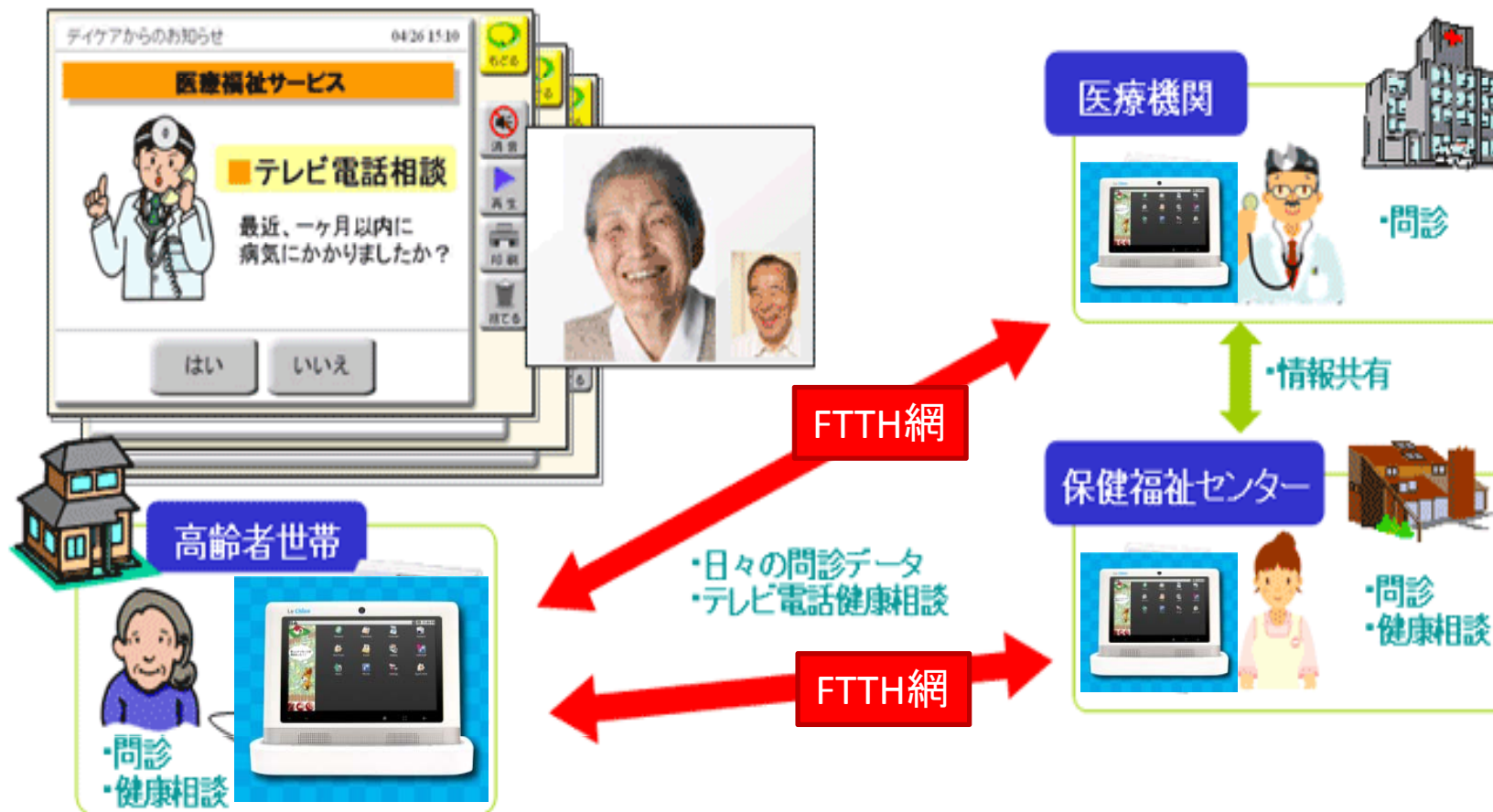
(単位: 万契約)



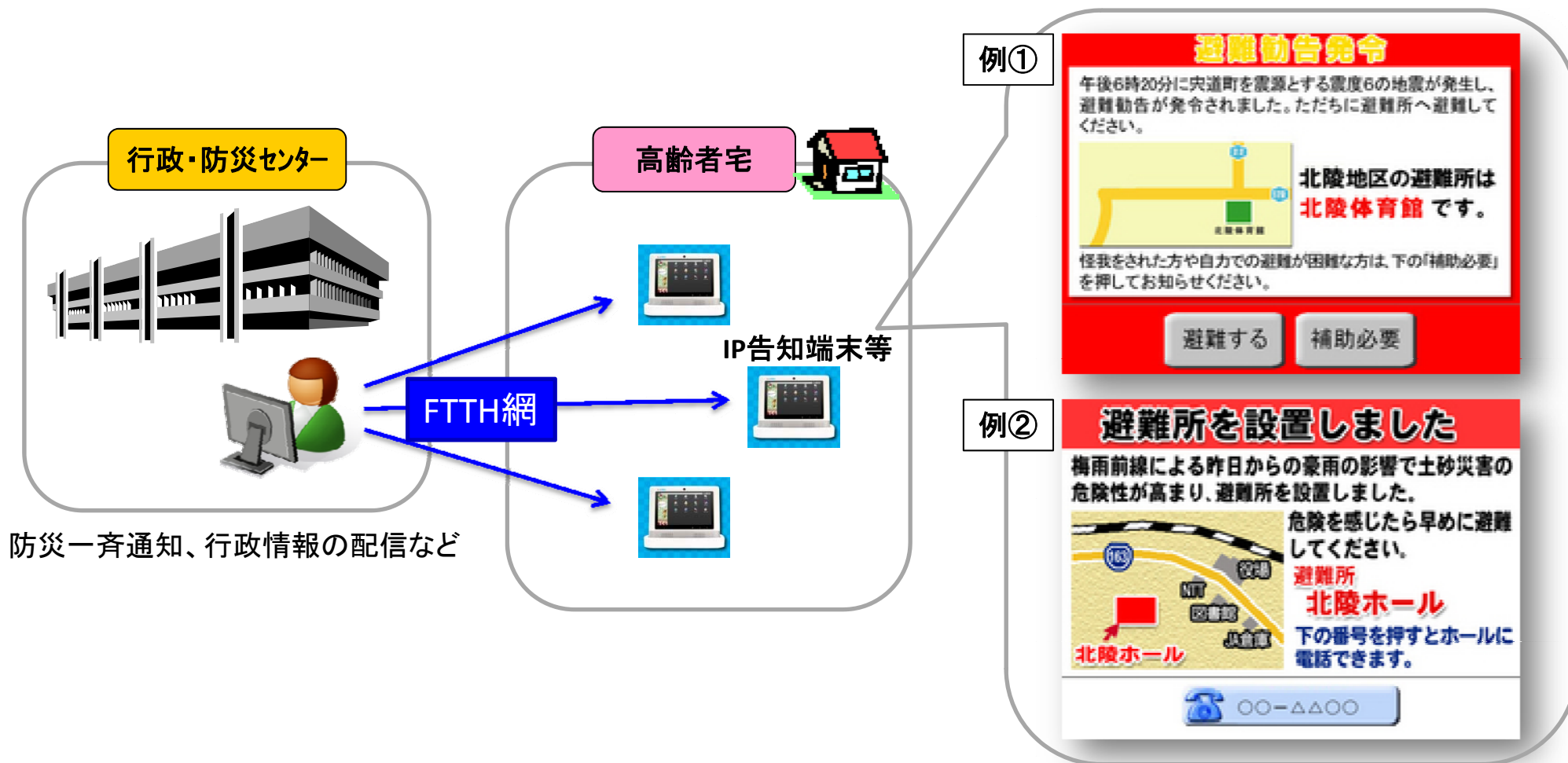
ブロードバンド方式の比較

	有線		無線	
	FTTH	DSL	地上系 (Wi-Fi、FWA、WiMAX)	衛星
速度 (ベストエフォート)	100Mbps - 1Gbps	1Mbps - 50Mbps	10Mbps - 50Mbps	1Mbps - 10Mbps
設置費用	高額	非常に低額 (既設の電話線 利用可能)	中程度 (FTTHよりも安価)	高額
設置の単位	地域	地域	地域	ピン・ポイント
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>超高速かつ安定</u> ➤ <u>ラスト1マイルの有線の敷設は必要</u> ➤ <u>中継回線も必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>伝送速度は、電話会社の局舎からの距離に依存</u> ➤ <u>ラスト1マイルの有線の敷設は不要</u> ➤ <u>中継回線も不要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>ラスト1マイルの有線の敷設は不要</u> ➤ <u>中継回線は必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>一部地域にとってはブロードバンド利用の唯一現実的な手段</u> ➤ <u>ラスト1マイルの有線の敷設は不要</u> ➤ <u>中継回線も不要</u>
想定される対象地域	都市部等の人口密集地、地方部の中心部等	電話会社の局舎からあまり離れない地域	利用者が広く分散している広い地域	山間地、離島等の地理的条件が厳しい地域

機能	在宅高齢者への遠隔健康管理・相談
効果	医師と高齢者等の間で、日々の健康管理・健康相談が可能となることにより、慢性期疾患・生活習慣病などをはじめとした病状の悪化防止、健康の改善が期待できる。



機能	緊急情報・行政情報の配信
効果	災害情報、防災情報などの緊急情報を住民宅に設置したIP告知端末等へ映像・音声で配信することにより、災害への迅速な対応が期待できる。なお、行政情報の配信にも活用できる。

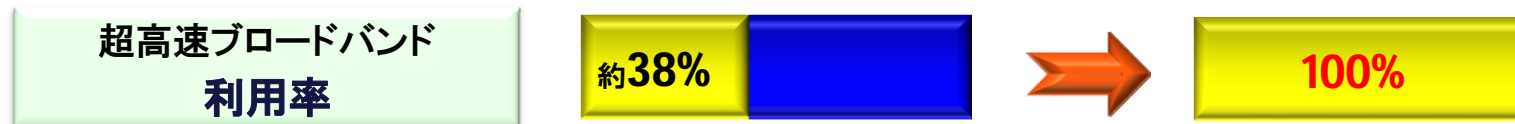


- 日本では、ADSLなどのブロードバンドは、ほぼ全ての世帯で利用可能に。
- 今後、光の道構想(超高速ブロードバンド利用率100%)の実現に向けて、課題は大きく2つ。

① 商業ベースで整備が進まない地域における、FTTHなどの超高速ブロードバンド基盤の効率的な整備が必要



② ICTの利活用による新サービス創出や生産性の向上を図るため、超高速ブロードバンドインフラの利活用を促進することが必要



民間、地方自治体、国の一体的な取り組みにより、利用率・利用可能率の向上を図ることが必要

- 「光の道」戦略大綱では、「光の道」推進の柱となる3つの政策を掲げ、それぞれ基本的な考え方や取組の方向性を整理。
- 今後、当該大綱等に基づき、ICT政策タスクフォース等において、年内に「光の道」実現のための具体策を取りまとめる予定。

「光の道」推進の3つの柱

第1の柱

「ICT利活用基盤」整備加速化インセンティブの付与

- 地方自治体等が、医療・教育・行政等へのICT活用に必要な超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に財政上の支援措置等を講じる。

☞電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正

- ワイヤレスブロードバンド(携帯電話等)を実現するための周波数の確保に向けて、周波数再編の実施方針を11月末までに決定。

☞電波法の一部改正

第2の柱

NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し

- アクセス網の一層のオープン化、ファイアウォールの強化など、ドミナント規制の見直しを検討。併せて、規制緩和策も検討。
- NTTの組織形態は、上記検討と併せ、公正競争確保や経営自由度向上など、多角的な視点から、そのあるべき姿を検討。

☞電気通信事業法等の一部改正

- ユニバーサルサービスの対象に、2011年度から加入電話に相当する光IP電話を追加。ブロードバンドアクセスの追加は、「光の道」の整備状況等を踏まえ検討。

第3の柱

規制改革等によるICT利活用の促進

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出しを実施。

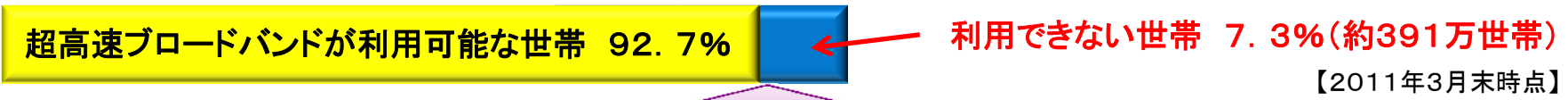
☞情報通信利活用促進一括化法(仮称)

- 地域における拠点施設(地方自治体、学校、病院等)への基盤整備、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施。

概要

2015年頃を目途に、すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させるため、教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部(3分の1)を支援する。
(23年度予算額:24億円)

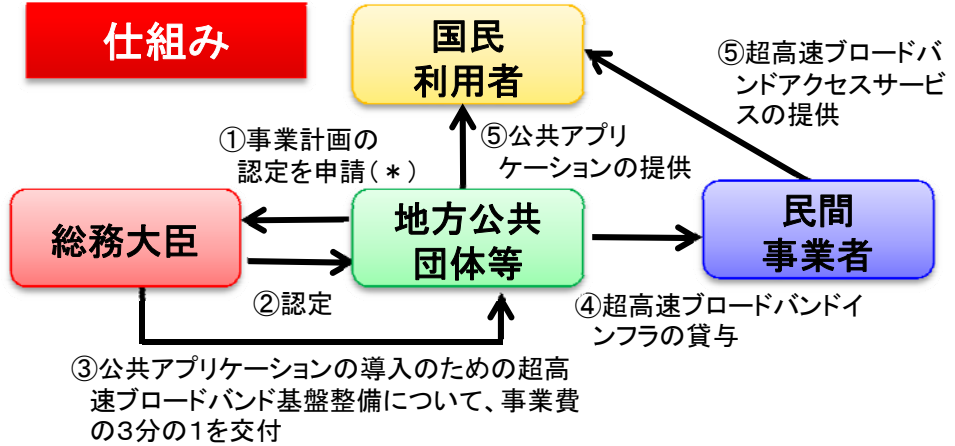
超高速ブロードバンド 利用可能率(インフラ整備)



自治体等による利活用と一体的なインフラ整備を支援

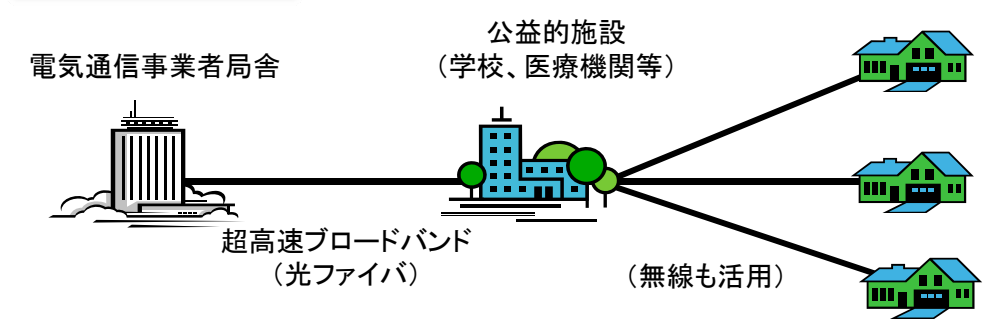
- ・ 超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に過疎、辺地、山村、離島等の条件不利地域を含むものについて整備する事業が対象。
- ・ これにより整備されるインフラの利用を促進するため、医療、教育等の公共アプリケーションの導入を前提とする。

仕組み



(*)電気通信基盤充実臨時措置法に基づき認定を受ける

イメージ



情報通信利用環境整備推進交付金

- ブロードバンド・ゼロ地域を抱える地方公共団体の取組を支援
- 事業費:72億円(平成23年度)。

